

募集型企画旅行条件(当社旅行業約款、募集型企画旅行契約抜粋) お申し込みになる前に必ずお読み下さい。

1. 旅行契約

この旅行は、日の丸自動車興業株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約の内容、条件はこのパンフレットのほか当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

2. 旅行のお申し込み及び契約の成立

(1) 当社または当社受託販売店所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は、「旅行代金」または、「取消料」、「違約料」の一部として取扱います。
(2) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものといたします。

3. 旅行代金について

参加されるお客様のうち12歳(中学生)以上の方は大人代金、4歳以上12歳未満(小学生以下)の方は小児代金となります。尚、4歳未満で座席を必要としない同伴幼児は原則として無料です。同伴幼児は、大人1名に付き、1名とします。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃、消費税等諸税。

5. 取消料

旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取消される場合には、

旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。

取消日	取消料
(1)発券後の解除	旅行代金の50%
(2)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金100%

6. 当社からの旅行契約の解除及び催行の中止

(1) 旅行開始前

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。最少催行人員に満たないときは旅行の実施をとりやめることができます。この場合はご連絡をし当社にお預かりしている旅行代金は全額お返し、この旅行契約を解除いたします。

お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の参加旅行者の、条件を満たしていないことが判明したとき。

お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

お客様が病気その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。

天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、国内外の官公署の命令その他の当社の関与できない事由により、

契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または、不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2) 旅行開始後

集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならないときは募集型企画旅行契約を解除することができます。この場合権利放棄とみなし払い戻しをいたしません。

7. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

(2) 天変地変、同盟離業、盗難、疾病、傷害、水難、交通事故など、お客様の故意または過失、その他の不可抗力の事由により生じた損害は免責事項となり、賠償責任は負いません。

8. 特別補償

当社は前第7項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行契約により、お客様が企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金、後遺障害補償金及び入院見舞金をお支払いいたします。

9. 旅行条件、旅行代金の基準

この旅行条件は2017年4月1日を基準としています。又、旅行代金は2017年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。